

報告・協議3

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成30年7月13日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について

〔平成30年7月13日
県立学校改革担当〕

1 概要

- 1学年1学級規模の全日制高等学校のうち、全校生徒数が2年連続して80人未満となった大柿高等学校及び瀬戸田高等学校について、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、「学校活性化地域協議会」（以下「協議会」という。）の意見を聴取した。
- 協議会の意見等を踏まえ、両校の今後の在り方に係る対応方針（素案）を定める。

2 協議会の主な意見【概要】

(1) 大柿高等学校

区分	協議会の主な意見
第1回 (5月11日)	<ul style="list-style-type: none">・ 学校の活性化に取り組んできた成果が出てきたところであり、もう少し時間をかけて判断してもらいたい。・ 学校の活性化に向け、まだやるべきことや残された課題があることから、それらに取り組ませてもらいたい。
第2回 (7月2日)	<ul style="list-style-type: none">・ 大柿高校の存続に向け、市民・地域がしっかりと支援や応援をしていかないといけない。我々一人一人がそのことを自覚し、できることを最後まで頑張り抜いていく。・ 大柿高校の活性化に向け、①生徒の学力や学校生活の魅力の向上、②高校の魅力PR、③生徒の募集活動の3点の取組を強化するため、江田島市と市教育委員会で追加支援を行いたい。・ 中高連携を強めることにより、大柿高校の魅力化を図り、市内の中学生が円滑に地元の大柿高校へ進学できるよう取り組む。

(2) 瀬戸田高等学校

区分	協議会の主な意見
第1回 (5月28日)	<ul style="list-style-type: none">・ 学校の活性化に取り組んできた成果がようやく出てきたことから、この取組の流れを継続していきたい。・ 瀬戸田中学校からの入学者が少ないことが一番大きな課題であり、瀬戸田中学校の生徒をいかに瀬戸田高校に進学させるかということが非常に大事だ。
第2回 (6月29日)	<ul style="list-style-type: none">・ 瀬戸田高校の存続に向け、地域として盛り上げていくため、高校の現状や生徒たちの活躍する姿などを町民にもっとPRするとともに、協議会で話し合った内容についても情報を届けていく。・ 地域の学校で学ぶことも大切だということを意識し、小・中・高の教職員がつながることをコンセプトとした組織を編成し、学力向上や生徒指導等について、協議することを始めた。・ 町内の小・中・高等学校のPTAが連携することが重要と考え、これらのPTAと一緒に活動する新たな会を立ち上げた。今後は、この会として瀬戸田高校や地域のイベントに参加し、高校の魅力を発信していく。

3 対応方針（素案）

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上（平成 31 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。

《対応方針（素案）の理由》

- 「基本計画」に基づき、両校の協議会の意見を聴取したところ、いずれも、学校の活性化に向けた取組を継続していきたい旨の要望が出され、
 - ・ 学校の活性化や取組を継続して実施していくに当たり、市を始めとする地元地域から支援が期待できること
 - ・ 両校とも、学校の活性化や新入生の確保に向けたこれまでの取組について、一定の成果が表れ始めているところであり、更なる成果が期待できることなどから、学校の活性化に向けた取組を継続させることが適当である。

《平成 31 年度以降の対応について》

- 平成 31 年度の全校生徒数の状況により、平成 32 年度以降の学校の在り方を判断する。

1 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上の場合

⇒ 「基本計画」に基づく取組を継続する。

2 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人未満の場合

⇒ 平成 32 年度から、「基本計画」に掲げる①から③までのいずれかとすることを原則とする。

ただし、平成 31 年度の新入学生徒数の状況などを踏まえ、全校生徒数が 80 人以上となるための取組の継続について判断することとし、その場合においても、継続の期間は平成 31 年度末を限度する。

《県教育委員会の対応について》

- 学校の更なる活性化や次年度新入学生徒の確保に向け、県教育委員会の関係課が一体となり、両校の活性化に向けた取組を支援する。

今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（平成 26 年 2 月 26 日） 関係部分抜粋

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

(2) 取組の方向性

～略～

- 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3 年間、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の 2/3（80 人）以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間の経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3（80 人）未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①から③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中高学園構想（仮称）」への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～略～